

Q & A（令和4年度版）

これまでの取扱い及び問合せ内容を整理するとともに、補足説明の内容を下記のとおり共有いたします。

1. 一般補助（幼稚園教員の人材確保支援分）

問 「都道府県において、独自に基準を設定することは妨げない」とあるが、国が定める基準を緩和することは差し支えないか。（例：「法人の役員を兼務する園長」は補助対象外となるが、独自の基準として補助対象に加えることは可能か。）

（答）

- 都道府県において、補助に係る基準を新たに設ける（厳格化する）ことは、各都道府県において適切に判断いただきたいと思います。ただし、国庫補助の要件を満たさないものは、補助対象外となることにご留意ください。
- 例にある「法人の役員を兼務する園長」は国庫補助の対象外のため、仮に都道府県で補助対象とする独自の基準を設けた場合であっても、国庫補助の算定に加えることは認められません。

問 「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」は必ず補助対象としなければならないか。交付金事業における9,000円相当に係る部分のみ補助することでも差し支えないか。

（答）

- 交付金事業と同等程度以上の支援が継続されることが望ましいと考えますが、各都道府県の実情を踏まえ、補助対象範囲を個別に定めることは差し支えありません。その際、国庫補助の補助要件等を踏まえ、各都道府県においてご判断ください。

問 1人当たり補助単価の上限はいくらか。

（答）

- 国は都道府県補助額の1/2以内を補助するものであり、一人当たり上限額に定めはありません。

問 令和3年度までは補助対象が専任教員に限られていたが、令和4年度の補助対象も専任教員に限られるか。

（答）

- 令和4年度は、専任教員に限らず、交付金事業で交付対象となる者を補助対象とします。
- ※交付金事業の「7/19 付けFAQ」の印刷範囲外に、交付対象に係る質問に○を付しております。適宜ご活用ください。

問 交付金事業には申請していない幼稚園も補助対象として差し支えないか。

（答）

- 交付金事業の申請の有無は問いません。

問 「交付金事業」に加えて、県独自の処遇改善を支援する取組は補助対象となるのか。

(答)

- 「交付金事業」の継続的な取組を前提としていますが、例えば、県の補助事業として、処遇改善に係る「手当」を「交付金事業」で対象としつつ、「基本給」に係る支援を県の補助事業として加算している場合等、補助対象となる範囲の重複が避けられるよう、明確に区分できる場合、かつ補助要件を満たしている場合は、都道府県補助額に加算することができます。
- そのため、本補助メニューの補助期間は、令和5年1月以降のものに限らず、令和4年4月以降実施したものとなります。

2. 教育改革推進特別経費「教育の質の向上を図る学校支援経費」

問 ○○という取組を補助しても良いか。
補助対象となる個別具体の取組内容を例示してほしい。
補助要件の確認方法（学校に提出を求める資料）はどのようにすればよいか。

(答)

- 本補助金は、都道府県が私立学校の経常的経費に助成する場合、国がその助成額の一部を補助する制度です。そのため、各私立学校の取組に対する補助の可否は、各都道府県が判断し、交付要綱等で定めるものと考えます。そのため、個別具体の取組に係る判断は、各都道府県で行う必要があると考えます。
- その上で、各都道府県が助成した額について、本補助金（国庫補助金）の交付要綱等に基づき、補助要件を満たす場合に国庫補助の対象となるという仕組みをご理解ください。
- 以下、当方で示す内容は、国庫補助金における補助要件の考え方であり、これとは別に各都道府県において、地域の実情等を鑑み、個別に要件を課すことや、国庫補助金の対象とはならないものの、各都道府県の財源を活用して補助することを妨げるものではありません。その点をご留意ください。

問 補助対象となる各取組の最低支出額はいくらか。また、取組の支出額が、国庫補助単価を下回る場合、支出額を上限に補助金を交付しても良いか。

(答)

- 国庫補助金の補助要件として、金額の有無は求めておりませんが、補助金を交付することの意義を考慮いただき、会計検査の際に説明できるようにしてください。

問 国の交付要綱等が都道府県に共有される前に学校園が取り組んだものは、補助対象期間外となるのか。

(答)

- 国の補助金は都道府県が助成した額の一部を補助するものであり、ただちに学校園の取組に対して影響を及ぼすものではないと考えます。補助対象期間の取扱いについては、各都道府県における交付要綱等の取扱いに準じるものと考えます。
- このほか、取組の年間実施回数等について、地域の実情を踏まえて、各都道府県が個別に国庫補助金が設ける補助要件以上の要件を課すことは差し支えありません。

問 外部人材の雇用に当たっては、雇用期間に応じて補助要件を緩和することは可能か。

(答)

- 補助要件に「契約期間中」とある場合を除き、雇用期間等に応じた補助要件の緩和は認められません。ただし、年間を通じての雇用まで求めるものではなく、短期間であっても、補助要件を満たす回数に取り組んだ場合は、補助要件を満たすこととして差し支えありません。

例：長期休業期間中の集中講義で、ネイティブ・スピーカーによる40コマの語学教室を開催。ネイティブ・スピーカーの雇用期間は1か月程度だが、「イ 次世代を担う人材育成の促進」の補助要件である「授業が行われる期間に毎週1回以上の取組」を超える回数を実施している場合は、補助要件を満たしたことになる。

例：例えば、一日に1クラスで英語授業を行った場合は1回、二日間に1クラスで英語授業を行った場合は2回、一日に3クラスで英語授業を行った場合は3回とカウントすることは差し支えないものとする。この場合、1クラスの単位については、学級数として差し支えないものとする。ただし、取組として、3クラス合同で開講する場合のように、実態としてクラスを一括りとしている場合は、1クラス（1回）とみなす。

- なお、当該取扱いは、国庫補助金の補助要件に係るものであり、都道府県補助金の交付対象外とすることまでは求めません。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」と「ト 外部人材活用等の推進」はともに外部人材の活用による補助となるが、違いは何か。

(答)

- いずれにおいても、外部人材を雇用することは可能ですが、「イ 次世代を担う人材育成の促進」は、例えば、外部講師の活用により、教育の質の充実に資する取組を想定しています。

例：ネイティブ・スピーカーによる発音指導や、教員とのオーラルコミュニケーションの実践例を示すこと等により、英語教育の質が向上。

- 他方、「ト 外部人材活用等の推進」は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、授業で用いる資料準備や印刷、採点補助、消毒をはじめ、教員の業務負担の軽減を図るため、外部人材の配置促進を図る取組を想定しています。

※ 上記のとおり補助メニューを整理しており、単価が高い方で申請したいとのこと要望には沿えません。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」の補助要件に「授業が行われる期間」とあるが、授業が行われる期間以外の時期に実施する取組は補助対象とならないのか。

(答)

- 補助対象となる取組の実施時期は、授業が行われる期間に限らず、長期休業期間中の取組も対象となります。

- ここで指す「授業が行われる期間」とは、後述の「毎週1回以上」の「毎週」の範囲を「授業が行われる期間」に限定するものです。

例：1年間は約50週だが、学校で授業が行われる期間は概ね30週程度。

そのため、「授業が行われる期間に毎週1回以上」とは、概ね30回以上と解する。

- 授業が行われる期間は、学校段階や学事歴等によって様々であることから、国庫補助金の補助要件においては、具体的な回数を明示しません。

問 「概ね30回」とあるが、どの範囲まで概ね30回と許容されるのか。28回は概ね30回としてもよいか。

(答)

- 28回が概ね30回か、という概数の問題ではなく、例えば、授業が行われる週の数が年間30週の学校と年間28週の学校がある場合、後者の学校は前者の学校と比較し、多めに実施しなければならないため、概ね30回としています。
- そのため、一律に線引きをするものではなく、実態を踏まえつつ、判断するものと考えております。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」の補助要件に「授業が行われる期間」とあるが、例えば、長期休業期間中に「2週間の集中講義」を行う場合の「授業が行われる期間」は2週間と解釈してよいか。

(答)

- 「授業が行われる期間」は年間を前提としています。そのため、「集中講義」のように一定の授業期間に置き換えることは認められません。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」について、交付要綱が通知される以前の期間に実施した取組が補助要件を満たしていない場合、補助対象外となるのか。(例：交付要綱が通知される以前にネイティブ・スピーカーを雇用していたが、月1回の取組であった。そのため、通知後には週1回に改めた場合。)

(答)

- 「原則として、授業が行われる期間に毎週1回以上の取組があること」という補助要件は、特定期間を取り出して補助要件の充足状況を判定するものではありません。
- 取組の実施回数の考え方については、上記質問の例も参考にしてください。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」について、ネイティブ・スピーカーを常勤で雇用した場合も補助要件を満たしたことになるか。

(答)

- 本補助メニューにおいては、常勤・非常勤の別は問いません。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」について、英語以外の言語も対象となるのか。

(答)

- 英語をはじめ、特定の言語に限定していません。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」について、教科担任がネイティブ・スピーカーの場合、本補助金の対象となるか。

(答)

- 補助要件では、「教科担任の他に」としております。専任教員では補えない部分を

外部の人材等を活用して教育の質を高めることを想定しており、教科担任がネイティブ・スピーカーであることをもって、補助対象となるものではありません。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」について、各取組を合わせて毎週1回以上の取組があればよいのか。あるいは個々の取組において毎週1回以上の取組があればよいのか。

(答)

- 各取組を合わせて毎週1回以上の取組を実施している場合も補助対象と認められます。例えば、英語科目のネイティブ・スピーカーの授業を15回、数学でAIを活用して、生徒1人1人に対して個別の設問を提供する取組を15回。これらを合計して、30回とすることも可能です。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」又は「ト 外部人材活用等の推進」はともに外部人材を雇用することが可能であるが、同一人物を法人内の別々の学校でそれぞれ雇用する場合、それぞれの学校に補助することは可能か。

(例：A中学校とB高校を運営する法人が、A中学校の英語教育にB高校で雇用するネイティブ・スピーカーを活用する場合。)

(答)

- 同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

問 同一法人の別の学校で雇用する者を「イ 次世代を担う人材育成の促進」又は「ト 外部人材活用等の推進」の外部人材として補助することは可能か。

(例：A幼稚園とB高校を運営する法人が、A幼稚園の英語教育にB高校と雇用関係にあるネイティブ・スピーカーを活用する場合。)

(答)

- 同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材として補助することは認められません。ただし、同一法人内の別の学校に勤務する者が、授業等を行うことを妨げるものではありません。

問 「ロ ICT教育環境の整備推進」について、児童生徒が使用する学習アプリの購入等の教育コンテンツを充実させる取組は対象となるか。

(答)

- 対象外です。本補助メニューでは、学習者用の教材購入の類は対象外となります。

問 「ロ ICT教育環境の整備推進」について、フィルタリングソフトやMDM等の管理ツールとはどのようなものを想定しているか。

(答)

- 一般的なコンピュータの管理ツールとして、有害サイトの閲覧制限や端末のOS、各種バージョン、アップデート情報、ログ管理等を行うものを想定しています。なお、より高性能なものを妨げるものではありません。

問 「ロ ICT教育環境の整備推進」について、校務支援システムとはどのようなものを想定しているか。

(答)

- 児童生徒の心のケアを目的としたコミュニケーションツールを1人1台端末の

用に供するコンピュータにインストールする場合や、学校と保護者の間で、出欠席の連絡や連絡網等の用途で使用する場合等を想定しています。

問 「□ ICT 教育環境の整備推進」について、全ての教職員に対して開催する校務支援システムの使用説明会等は、教員向けリテラシー研修としてカウントすることは認められるか。

(答)

- 認められません。

問 「□ ICT 教育環境の整備推進」について、教員向けリテラシー研修について、全教職員が一斉に研修を受講する方法ではなく、学年毎に同一の研修を実施（例えば1学年、2学年、3学年と分割して実施）する場合は補助対象となるか。

(答)

- 学年毎に実施する研修内容が同一の内容であれば、学年毎に1回とカウントせず、3学年まとめて1回とカウントし、その1回当たりの対象人数が半数以上であれば、補助要件を満たすものと考えます。
- なお、職務内容に応じて、必ずしも同一の研修内容であることを求めるわけではありませんが、補助メニューの趣旨を踏まえ、研修内容を設定してください。

問 「□ ICT 教育環境の整備推進」について、ICT を活用した教育環境の構築に例示されている取組について、1つの取組で複数の要件を満たす場合は、重複カウントすることは差し支えないか。

(答)

- 同一の取組が複数の要件を満たす場合であっても、1つの要件とみなすこととします。

問 令和3年度はICT支援員を「外部人材活用等の推進」として補助してきたため、令和4年度も引き続き、「外部人材活用等の推進」で補助することは認められるか。「ICT 教育環境の整備推進」により補助しなければならないか。

(答)

- 令和4年度より、情報通信技術活用支援員（ICT支援員）及びGIGAスクールサポーターの配置に係る補助は、「ICT 教育環境の整備推進」によることとします。
- なお、情報通信技術活用支援員（ICT支援員）及びGIGAスクールサポーターを複数名雇用する場合であっても、各職を合わせた活用実績で判断することは認められません。雇用する者のうち、特定の1名について契約期間中、原則として、毎週一回以上の活動実績があることが補助要件となります。

問 「□ ICT 教育環境の整備推進」について、「ICT 教育設備の保守・管理の外部委託」を、複数の私立学校を設置する学校法人内で一括契約している場合、学校ごとにカウントして差し支えないか。

(答)

- 学校単位で取組状況を確認するため、契約方法で判断するものではありません。そのため、当該一括契約の対象となる学校であれば、それぞれの学校において、取組としてカウントすることで差し支えありません。

問 「ロ ICT 教育環境の整備推進」について、補助要件の例示に「フィルタリングソフトやMDM (Mobile Device Management) 等の管理ツールの導入」や「校務支援システムの導入」とあるが、「導入」は「新規導入」に限られるか。

(答)

- 新規に限らず、継続の場合も含まれます。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、中高一貫校の場合は、中学校で月2回以上、高等学校で月2回以上の活用実績がないと補助対象とならないのか。

(答)

- そのとおりです。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、有資格者（公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）は、国家資格であれば認められるのか。例えば、看護師や養護教諭は対象となるか。

(答)

- 臨床心理士が民間資格であるように、有資格者は必ずしも国家資格である必要はありません。カウンセリング等に関する専門的な知見等を有することを外形的に確認できることを想定しています。
- なお、看護師、養護教諭、教員退職者であることや、大学教授といった職種によって、直ちに有資格者であると認めることは困難です。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、補助要件に「原則として毎月2回以上の活用実績があること」とされているが、夏季休業等や学校行事等の関係で月1回のみの方があった場合でも補助対象になるか。

(答)

- 特定期間を取り出して補助要件の充足状況を判定するものではありません。前段に「契約期間中」とあるため、契約月数に2回を乗じた回数以上の活用実績があれば補助対象となります。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、常勤の場合も補助対象となるか。「学校に常駐する等」との記載があるが、常駐とみなされる勤務日数等の基準はあるのか。

(答)

- 令和4年度から、常勤の場合も補助対象とすることとします。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、スクールカウンセラーが、児童生徒だけでなく、教諭や保護者からの相談も受け付ける場合、活用実績に算定することで差し支えないか。

(答)

- 差し支えありません。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、「児童生徒等による毎月2回以上の活用実績」とあるが、児童生徒等がスクールカウンセラー等に直接面会して相談することが必要か（電話、メール、LINE、リモート等で、直接面会する以外の方法も可能か）。

(答)

- 相談方法や相談場所についての定めはありませんが、活用実績を確認できる方法であることが望ましいと考えます。なお、スクールカウンセラー等の勤務管理や適切な相談方法等となるよう配慮が必要と考えます。

問 「ハ 教育相談体制の整備」について、県の補助要件には有資格者のほか「国又は地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を修了した者等」を配置している場合も補助対象としている。この場合、国の補助においては補助対象となるか。

(答)

- 都道府県において、公的な研修を修了した者を有資格者として認めている場合は、補助対象とします。

問 「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、年3回以上行った場合の範囲を確認したい。

- 例1：中学3年生全員が「伝統文化に関する活動の体験・習得」として、異なる日程で年3回、茶道教室を開催した。
- 例2：幼稚園が「自然体験活動」として、同一の日程で3歳児、4歳児、5歳児が、それぞれ別の農園で芋掘りを行った。
- 例3：同一の日程で、中学1年生が「自然体験活動」で田植え、中学2年生が「伝統文化に関する活動の体験・習得」で茶道教室、中学3年生が「ボランティア活動」で地域の清掃活動に取り組んだ。

(答)

- 例1の場合、同一の取組（茶道教室）であっても、合計3回開催していることから、年3回以上行ったものとすることができます。
- 例2の場合、3つの学齢が参加していますが、同一の日程で同一の取組を実施していることから、1つの行事として開催されたものとし、年3回とすることはできません。
- 例3の場合、同一の日程であっても、3つの学年がそれぞれ独立した活動に取り組んでおり、年3回以上行ったものとすることができます。
- 各学校の取組を「職業・ボランティア・文化・健康・食等」の各分類に区分した場合、同一の分類に区分される取組を同一の日程で実施した場合、便宜上、一つの取組とみなすこととします。
例：同一の日程で、芋掘り、田植え、りんご狩りを実施するが、実施目的をそれぞれ「自然体験活動」と位置付けた場合、便宜上、1つの行事とみなす。

問 「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、例示の分類（多様な職業体験等）のうち、1つの分類の中で取組を年3回以上、実施しなければならないか。他の分類と合わせて年3回以上となればよいか。年3回以上のカウント方法を確認したい。

(答)

- 次のいずれの場合であっても、年3回以上実施したこととなります。
例1：「自然体験活動」を年3回以上実施（芋掘り、田植え、りんご狩り）。
例2：「多様な職業体験」「自然体験活動」「ボランティア活動」に該当する取組を各1回、合計で年3回以上実施。

問 「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」から、「地域社会や産業界等と連携・協同した取組」が削除されたが、当該項目を想定した取組は今年度から補助対象外となるのか。

(答)

- 項目「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」の表記と合わせる形で「地域社会や産業界等と連携・協同した取組」の記述を削除しましたが、当該取組については、引き続き支援の対象となります。

問 「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、「1つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

(答)

- 幼児児童生徒に加えて、保護者が参加する取組は含まれますが、保護者のみを対象とした取組は含まれません。

問 「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」について、異なる学科を設置する学校において、次の場合は補助要件を満たしたことになるか。
例1：特定の学科の生徒のみが参加する取組を実施した場合。
例2：1年生の普通科全員で自然体験活動を、1年生の専門学科全員で食に関する取組を年3回ずつ実施した場合。

(答)

- 例1のような、学科単位での取組だけでは学年全員で実施したとはみなせません。
- 例2のような、普通科全員で実施する取組と専門学科全員で実施する取組が、当該学校における教育課程上の位置づけとして、同程度の意義・目的等の取組であることが担保できれば、補助対象となり得ます。ただし、学科毎に回数にバラツキが生じる場合は、少ない方の回数（例2の場合は1回）が採用されることにご留意ください。

問 「ホ 安全確保の推進」について、補助要件に「②①以外の場合は1学年全員若しくは複数学年全員が年に計2回以上の取組があること。なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。」は、「ニ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進」における取扱い（Q&Aの内容）を準用することで良いか。

(答)

- そのとおりです。

問 「ホ 安全確保の推進」について、現在、校舎を工事中のため、工事車両の誘導や児童生徒の安全確保のため、誘導員を配置している。このような場合も人員配置として認められるか。

(答)

- 認められません。

問 「ホ 安全確保の推進」について、教職員が兼務する場合も補助対象となるか。

(答)

- 補助対象外です。

問 「ホ 安全確保の推進」について、「1つ以上の学年全員を対象とした取組」に、保護者を対象とした取組も含まれるか。

(答)

- 幼児児童生徒に加えて、保護者が参加する取組も含まれます。なお、昨今の事情に鑑み、保護者のみを対象とした取組も含まれるものとしします。

問 「へ 特別支援教育に係る活動の充実」について、「特別な支援を必要とする児童・生徒」であるかの判断に当たって、障害者手帳や医師の診断書等の公的な証明が必要か。

(答)

- 国庫補助金の補助要件として、必ずしも障害者手帳や医師の診断書等による確認を求めるものではありません。
 - なお、対象児童の確認・判断時期については、対象児童生徒の確認・判断は、一般補助に係る園児数を算定する5月1日時点で行われている例が多いところ、それ以降に、障害を有していることが分かる場合もあるため、実態に即した丁寧な対応を行うことが期待されます。
 - また、障害の有無の確認方法について、対象児童生徒に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れることが適当と考えます。
- ※上記取扱いは、平成30年3月20日付け事務連絡「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化についての内容と同様です。

問 「へ 特別支援教育に係る活動の充実」について、障害者手帳を取得せず、軽度知的障害や発達障害の疑いのある児童・生徒は対象となるのか。

(答)

- 国庫補助の対象として、排除する意図はありません。基準の詳細は、各都道府県の補助要件において定めることが適切と考えます。その際、上記の質問も参考にしてください。

問 「ト 外部人材活用等の推進」について、「へ 特別支援教育に係る活動の充実」と取組内容が一部重複してしまう部分があるが、補助対象として差し支えないか。

(答)

- 各補助メニューの補助要件をそれぞれ満たしていることが前提ではありますが、取組の一部が重複していることをもって直ちに補助対象外とするものではありません。
- 各学校における取組の目的・内容等を確認の上、職務内容を切り分けることができる等、総合的に判断することは否定されません。

問 「ト 外部人材活用等の推進」について、「追加的な人材の配置」とあるが、雇用形態(派遣、委託等)は問わないか。

(答)

- 雇用形態は問いません。ただし、常勤の場合は外部人材とは認められません。

- また、同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

問 「ト 外部人材活用等の推進」について、「追加的な人材の配置」とあるが、毎年度、新たな人員を追加しなければ補助対象とならないのか。例えば、前年度に追加的な人材の配置として雇用した者を継続して雇用する場合、「追加的な人材の配置」と認められないのか。

(答)

- 前年度に引き続いて「外部人材」として雇用を継続する場合は、「追加的な人材の配置」として認められます。ただし、常勤雇用から雇用形態を変更する場合は、この限りではありません。

問 「ト 外部人材活用等の推進」について、既に非常勤で雇用契約を結んでいる者の業務内容を見直し、追加的に業務を請け負わせることは「追加的な人材の配置」となるか。

(答)

- 追加的に業務を請け負わせることをもって、「追加的な人材の配置」とはみなせません。

問 「ト 外部人材活用等の推進」について、補助要件の「②契約期間中、原則として、毎月1回以上の活用実績があること」は、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員のそれぞれが条件を満たす必要があるのか。あるいは、各職を合わせて毎月1回以上の活用実績があればよいのか。

(答)

- 申請する特定の1名について補助要件の充足状況を確認してください。
- 外部人材を複数名雇用する場合であっても、各外部人材を合わせた活用実績で判断することは認められません。雇用する外部人材うち、特定の1名について契約期間中、原則として、毎週一回以上の活動実績があることが補助要件となります。

問 「イ 次世代を担う人材育成の促進」又は「ト 外部人材活用等の推進」はともに外部人材を雇用することが可能であるが、同一人物を法人内の別々の学校でそれぞれ雇用する場合、それぞれの学校に補助することは可能か。【再掲】
(例：A中学校とB高校を運営する法人が、A中学校の英語教育にB高校で雇用するネイティブ・スピーカーを活用する場合。)

(答)

- 同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材とすることは認められません。

問 同一法人の別の学校で雇用する者を「イ 次世代を担う人材育成の促進」又は「ト 外部人材活用等の推進」の外部人材として補助することは可能か。【再掲】
(例：A幼稚園とB高校を運営する法人が、A幼稚園の英語教育にB高校と雇用関係にあるネイティブ・スピーカーを活用する場合。)

(答)

- 同一法人内で既に雇用関係にある者を外部人材として補助することは認められません。ただし、同一法人内の別の学校に勤務する者が、授業等を行うことを妨げるものではありません。

3. 教育改革推進特別経費「子育て支援推進経費（預かり保育推進事業）」

問 幼稚園によっては、曜日によって預かり保育の時間が異なる園もあるが、基礎単価の区分の判別方法はどのようにすればよいか。

(答)

- 例えば、平日 14:00～18:00 まで預かり保育を開設する幼稚園が、金曜日は 17:00 までしか開設しない場合であれば、
 - ・月から木の各曜日は、いずれも 4 時間以上を満たしている
 - ・金曜日は 3 時間のため 4 時間以上を満たさないことになり、開園日の 4/5 以上の日数を満たしていると判断できます。

問 加算単価における計算方法については、基礎単価の区分にある条件を満たす預かり保育を開設する日のみで一日平均を計算すればよいか。

(答)

- 預かり保育時間、預かり保育担当者数のいずれにおいても、預かり保育を開設する全ての日（基礎単価の要件を満たさない日も含める）によって、一日平均の値を計算してください。
- 例えば、平日 14:00～18:00 まで預かり保育を開設する幼稚園が、金曜日は 17:00 までしか開設しない場合の預かり保育時間の計算方法は、
 $(4 + 4 + 4 + 4 + 3) / 5 = 3.8$ 時間
となります。

問 預かり保育の募集案内を保護者に通知していたにも関わらず、預かり保育の参加人数が 0 人だった場合も補助の対象になるか。又は、参加者が 0 人であっても預かり保育の開設を周知していれば、基礎単価の補助対象となるか。

(答)

- 基礎単価については、従来の取扱い同様、各私立幼稚園等が、当該私立幼稚園等の年間計画等に明記したり、預かり保育の募集案内等を通じて保護者に周知するなどにより、預かり保育を実施することを明示していることとしています。
- そのため、たまたま利用者がいない日があったとしても、当初より、預かり保育を開設することを明示していた場合は、補助対象と認められます。
- ただし、当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等、預かり保育を実施している実態を伴わない場合は、預かり保育を開設したとは認められず、国庫補助の対象とはなりません。

問 上記問に「たまたま利用者がいない日があったとしても、当初より、預かり保育を開設することを明示していた場合は、補助対象と認められます」とあるが、例えば、園便りで預かり保育を 18 時まで開設することを明示している幼稚園が、たまたま 17:45 に全園児が降園するような日があったとしても、当該日は基礎単価【4 時間以上かつ 18 時以降も実施】の区分に該当すると判断してよいか。

(答)

- 差し支えありません。ただし、17:45 に全園児が降園することが常態化しているような場合は、「たまたま」とは言えないことにご留意ください。

問 預かり保育の実施の有無を当日に確認している場合、「当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等」に該当するか。
(例：開園日はすべて預かり保育を実施していて、保護者にもその旨お知らせしている幼稚園が、預かり保育の申込みを当日の朝に受け付けている場合)

(答)

- 早朝預かり保育では、利用者が当日の朝にならなければ分からない場合が想定されます。この場合、幼稚園では、早朝預かり保育を実施するため、前日より人員を手配する等が必要であることから、仮に当日の朝になって利用者がいなかった場合は、「預かり保育を開設」したものとみなすことができます。ただし、あらかじめ、利用者がいないことが明らかな場合は認められません。
- 放課後預かり保育では、当日の朝に必要な有無を確認することとなるため、人員をはじめ、必要な準備について判断する猶予があるものと考えられます。そのため、当日の朝の段階で、利用者から放課後預かり保育の希望が無かった場合は、「預かり保育を開設」したとは言えないものと考えます。
- しかしながら、当日の朝の段階で、利用者が放課後預かり保育の実施を希望したものの、急きょキャンセルした場合であれば、「たまたま預かり保育を実施しなかった」ものとみなすことができます。
- いずれの場合においても、実施の予見性をあらかじめ確認する方法を検討することが適当であり、当日キャンセルについて、会計検査等で預かり保育を実施する予定であったが、利用者都合により、急きょキャンセルしたことを合理的に説明できるようにすることが必要と考えます。

問 土曜日に「自由登園」を行っている幼稚園がある。この場合、「休業日」における預かり保育として取り扱うことは可能か。

(答)

- 「休業日」は、各幼稚園の園則で定められているものと考えます。そのため、「自由登園日」かどうかに関わらず、当該幼稚園における「休業日」の取扱いによりご判断ください。

4. 授業料減免等支援特別経費

問 令和3年度から東日本大震災に起因する事情により授業料の納付が困難となった児童生徒に対する授業料減免補助が設けられたが、取扱いについては、令和2年1月24日付け事務連絡で事前周知されていたところ。周知後の令和2年7月に家計基準の参考とする「高等学校等就学支援金」の私立学校加算の受給対象世帯の判定基準が変わったが、どのように判定すればよいか。

(答)

- 原則として、変更前の令和2年6月までの判定基準を用いることとしますが、既に変更後の判定基準により、申請事務を進められている場合は、変更後の判定基準により判定することで差し支えありません。

※現在の判定基準で用いている「市町村民税の調整控除の額」が分からない場合があるとの報告が寄せられているため、上記のとおり補足します。

問 ウクライナからの避難民である児童生徒を受け入れる場合、家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難な状況を鑑み、授業料減免措置を講じたいと考えている。この場合、私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）の対象となるか。

（答）

- 対象となり得ます。

問 ウクライナからの避難民である児童生徒に対する授業料減免等を行う際、各種証明書の発行が困難なことから、確認に必要な書類として、①出入国在留管理庁が発行する「ウクライナ避難民であることの証明書」及び②授業料の納付が困難であることの申出書（様式任意）等を考えているが、差し支えないか。

（答）

- 差し支えありません。このほか、ウクライナからの避難民であることを公的な機関により証明された書類によることも可能です。

5. 授業料減免事業等支援特別経費「私立小中学校等における家計急変世帯への支援」

問 令和3年度以前に家計が急変した児童生徒が令和4年度において継続して低所得である場合は補助対象になるのか。それとも、家計急変年度は制度を創設する令和4年度以降である必要があるのか。

（答）

- 本制度では、入学後に発生した保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒を対象としています。したがって、現在在学する学校（又は課程）への入学後に家計急変事由が生じたのであれば、令和3年度以前にその事由が生じた場合であっても補助対象となります。

問 小学校在学時に家計急変し、その後、中学校に進学した場合、小学校時の家計急変事由を引継ぎ、中学校在学時点を「家計急変年度の翌年度以降」として補助対象として扱うことはできるのか。それとも小学校卒業をもって補助の対象から外れるのか。

（答）

- 在学する学校卒業時までの支援としているため、小学校卒業をもって補助の対象から外れます。この場合、最長で小1～小6までの6年間で補助対象となります。

問 在学する学校卒業時までの支援ということだが、小学校の場合は小1で家計急変すると最長6年間支援が受けられる一方で、義務教育学校や特別支援学校の場合は最長9年間の支援が受けられるということか。

（答）

- 義務教育学校や特別支援学校については、在学する課程が修了するまでの支援となるため、仮に義務教育学校の前期課程や特別支援学校の小学部の第一学年で家計急変した場合、小学校同様、最長6年間の支援となります。

問 家計急変により授業料減免の支援を受けたA小学校を転学（退学）し、別のB小学校に入学した場合は支援が受けられるのか。

（答）

- B小学校に入学した後に発生した家計急変ではないため支援対象とはなりません。

問 小1で家計急変し支援を受けたが、翌年度に家計急変事由が解消し支援対象外となったものの、小5で再び家計急変となった場合について、家計急変が2度目だが支援対象となるのか。

(答)

- 回数制限は設けていないため、家計急変が2度目であっても支援対象となります。
※ この場合、一度支援対象から外れているため、令和4年度の交付要綱別表第2の「補助対象」の2に示している、家計急変年度の翌年度以降も継続的に授業料の納付が困難となった児童生徒としての支援区分としては扱いません。そのため、本事案については小1・小5ともに交付要綱別表第2の補助対象1に示している家計急変した年度の支援区分として扱います。

問 家計急変世帯の収入、資産要件基準を確認する際の「保護者等」の範囲の考え方はあるか。

(答)

- 私立中学校等修学支援実証事業費補助金（平成29年度～令和3年度）については国の実証事業として実施していたため保護者等の要件を国で定めていましたが、私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）については、都道府県事業に対する補助として実施するものであり、具体的な要件や基準については、交付要綱等を踏まえつつ、都道府県内の他の支援制度との並びなど、各都道府県の実情に応じて定めていただくものと考えています。したがって、「保護者等」の範囲についても、都道府県で定めていただいで差し支えありません。

問 補助対象に「家計急変した年度については、授業料の納付が困難となった児童生徒」とあるが、これも年収400万円未満相当で資産保有額700万円未満である必要はあるのか。それとも、家計急変年度については、年収見込み等の基準はないのか。

(答)

- 家計急変年度については、これまでの私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）と同様に年収見込み等の基準はないので、都道府県において定める「授業料の納付が困難となった児童生徒」（交付要綱別表第2の補助対象1）が対象となります。そのため、家計急変年度の翌年度以降の要件（交付要綱別表第2の補助対象2）と同じにいただいても、都道府県において別途定めていただいてもどちらでも差し支えありません。

問 入学後に家計が急変し、要件に該当すれば、入学前から年収400万円未満相当世帯も国庫補助対象になるのか。

(答)

- 国庫補助対象となる要件については、入学後に家計が急変し年収400万円未満相当となった世帯のため、入学前の年収を特段定めるものではありません。したがって、要件に該当している場合は国庫補助の対象となります。

問 家計急変事由、補助対象の年収 400 万円未満相当や資産保有額 700 万円未満等の確認・判定方法等について、詳細な基準を定めないのでか。

(答)

- 既に各都道府県で家計急変世帯に対する授業料減免事業を実施している現状を考慮し、具体的な所得の確認方法等は国では定めず、各都道府県の実情に応じて定めていただくものと考えております。したがって、家計急変事由や資産要件の基準日、基準額の算定方法等については、各都道府県において要件等を定めていただいで差し支えありません。
- 配分通知の参考において、家計状況の確認方法の例を示していますが、記載はあくまで例であり、都道府県において、他の事業で家計の状況を確認している場合など、別の方法により確認することとしても差し支えありません。なお、その確認方法の妥当性等について対外的に説明できるよう留意ください。

問 離婚については家計急変事由に該当するか。

(答)

- 離婚を家計急変事由に含めていただいで差し支えありません。

問 交付要綱等はいつ送付されるのか。

(答)

- 令和4年6月30日付け「私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱」を各都道府県私立学校主管課に送付済みです。
- また、取扱いについては、令和4年6月21日付け「令和4年度私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）及び同補助金（教育改革推進特別経費）の配分方法等について」においてお示しするとともに、本Q&Aをご参照ください。

問 事業募集はいつ行われるのか。

(答)

- 本補助メニューは、他の特別経費と同様のスケジュール（概ね年末に募集（様式等を送付）し、年度末にかけて、交付手続きを行う）を予定しております。
- 各都道府県においては、関係部局内で密に連携するようにしてください。